

地域密着型通所介護事業及び

あさぎり町介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)

【泰星苑】 重要事項説明書

泰星苑はご契約者に対して、地域密着型通所介護及びあさぎり町介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)(以下「事業」という)を提供します。泰星苑の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

(注:原則として要介護・要支援認定を受けた方が対象となります。)

1. 事業所の概要

(1)事業種類	指定通所介護事業所
(2)名称	泰星苑
(3)所在地	熊本県球磨郡あさぎり町上南字竹ノ内 1295 番地 1
(4)電話番号	0966-47-0880
(5)管理者	東 由似
(6)開設年月日	平成17年 6月 1日
(7)事業所番号	4373100975
	平成17年 6月23日 熊本県指定

2. 事業の実施地域及び営業時間・利用定員

(1)営業及び送迎サービスの実施地域はあさぎり町内とします。
(町外からの送迎は、別料金にて規定しております。)

(2)営業日及び営業時間

受付時間	午前8時30分～午後5時30分
事業提供時間	午前9時30分～午後4時30分 (延長サービスに係る利用料金は別表料金表を参照ください。)
定休日	土・日曜日

(3)利用定員 10名

3. 職員の配置状況

当事業所では、職員の配置については指定基準を遵守しています。

管理者	常勤兼務	1名
生活相談員	常勤換算	1名以上
介護職員	常勤換算	2名以上
機能訓練指導員	常勤換算	1名(兼務)

4. 事業内容

(1) 食 事

栄養並びに身体の状況、嗜好などを考慮するとともに、季節感を味わえるよう可能な範囲において調理法など工夫に努めます。

(2) 入 浴

入浴又は清拭を行います。ご契約者の身体の清潔や保持と心身機能の維持などを図ることに努めます。

(3) 送 迎

万全の注意を払い、事故などを起こさないよう心がけて送迎サービスを行いますが、不慮の事故の際は万全を尽くして対処致しますので、当法人に一切をお任せ下さい。

(4) 生活相談

ご契約者の心身の状況や環境、希望等を踏まえた上で、適切な相談に応じます。また、ご契約者の家族、介護担当者に対しての相談、助言などに応じます。

(5) レクリエーション

年間行事や月間行事(季節の行事)及び週単位での野外活動や屋内での活動など、なるべくご契約者の希望に沿うよう計画します。

(6) 身体介護及び機能訓練

ご契約者の排泄の介助や日常生活に必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練などご契約者の自立を援助する総合的な身体介護を行います。

5. 利用料金

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金(1日あたり・1月当たりの利用料金)から介護保険給付費額を除いた金額(1日あたりの自己負担金)をお支払い下さい。

注1 ご契約者がまだ要介護認定又は要支援認定を受けていない場合、又は居宅サービス計画が作成されていない場合などは、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が払い戻されます。(償還払い)。

注2 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額が変更されます。

(1) 介護保険の給付対象

別紙の料金表基本料金、各種加算は令和元年10月 改正額適用

(2) 介護保健の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

① 延長サービスに係る利用料金

1時間以内は1,000円

1時間以上は30分毎に500円追加

② 通常の事業実施区域外への送迎

あさぎり町境界線より1km 30円

③ レクリエーション活動費など

ご契約者の希望によりレクリエーション活動などに参加していただくことができます。その際には、材料代などの実費をご負担頂きます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担頂きます。 1枚につき 10円

⑤ 食材費

お茶やコーヒー等の飲み物及びおやつ他を含む食材料費一般と食事提供体制の整備の為の費用としてご負担頂きます。 一日当り 570 円

⑥ オムツ費用 (実費とする)

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担して頂きます。

(3) 利用料金の支払方法

毎月、10日以降に前月分の請求書をお渡しいたしますので、20日頃までにお支払い下さい。お支払い後は、領収証を発行します。

6. 事業の利用中止、変更、追加 及び終了

(1) 事業の利用中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により事業の利用を中止又は変更、もしくは新たにご利用日を追加することができます。この場合には事業実施日の前日までに当センター又は介護支援専門員(ケアマネージャー)に申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。

営業時間内に連絡があった場合	無 料
営業時間内に連絡がなかった場合	当日の利用料金の1割 ・2割または3割 (自己負担相当額)

(2) 事業の終了

① お客様のご都合で事業を終了する場合

事業の終了を希望する場合は事前にご連絡ください。

② 当事業所の都合で事業を終了する場合

人員不足などやむを得ない事情により、事業の提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、事前に連絡いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的に事業を終了いたします

- ・ お客様が介護保険施設等に入所、又は医療施設に入院した場合
- ・ お客様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なく事業を提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が倒産した場合など、お客様は当事業所に連絡することによってすぐに事業を終了することができます。
- ・ お客様が、事業利用料の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内にお支払いがない場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

7. 運営方針

当事業所の経営母体である社会福祉法人の特性を生かし、極め細かな介護サービスに重点を置いた、「笑顔の絶えない明るく楽しい事業所」を築くことを心がけます。

8. 利用に関する留意事項

- (1) 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- (2) 故意に、又は注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- (3) 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行動や宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (4) 当事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 緊急時の対応

<主治医>

主治医氏名 _____ 病院 _____

電話番号 _____

<親 族>1

親族氏名 _____ 続柄 _____

電話番号 _____

<親 族>2

親族氏名 _____ 続柄 _____

電話番号 _____

10. 事業の内容に関する相談・苦情

① 相談・苦情担当者

管理者 宮原 哲志 又は、事業所職員 全員

② その他の相談・苦情窓口

あさぎり町役場 高齢福祉課 介護保険担当 TEL:0966-45-7215

11. 当法人の概要

法人名 社会福祉法人 共成舎
代表者氏名 理事長 永田 卓生
法人所在地 球磨郡あさぎり町上西字清水835番地
電話番号 0966-45-6777
事業案内

介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム 鐘ヶ丘ホーム」

居宅介護支援事業所「鐘ヶ丘居宅介護支援事業所」

小規模多機能ホーム「月明館」

地域密着型通所介護事業所及びあさぎり町介護予防・日常生活支援

総合事業第1号通所事業所「泰星苑」

令和 年 月 日

以上、当事業所の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

地域密着型通所介護事業及びあさぎり町介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)
泰星苑

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、契約書および重要事項説明書により、事業所担当者から地域密着型通所介護及びあさぎり町介護予防・日常生活支援総合事業(第1通所介護)についての重要事項の説明を受け、その内容について了解しました。

利用者住所

氏名 印